

1 災害発生の届出は、次によるものとする。

(1) 製造所等において災害が発生した場合、法第16条の3に基づく応急措置及び通報義務等が課されますが、さらにこの届出は、製造所等又はこれに付属する施設において、危険物による災害が発生した場合に、届出に係る製造所等の所有者等から災害の経過等の報告を求めるもの。

(2) 本届出は、原則として災害発生の日から3日以内に提出する必要がある。

(3) 添付する図面等

ア 災害の発生した区域、位置等が分かる図面、写真等

イ 事故の応急措置の状況及び今後の対応策

ウ その他